

令和8年1月28日

関係者各位

相馬警察署長  
(公印省略)

### 一灯式信号機の撤去に関する御意見の募集について

現在、当署におきましては、相馬郡新地町駒ヶ嶺字町地内の交差点（新地町立駒ヶ嶺小学校北側十字路交差点。以下「交差点」という。）の改良に伴い、交差点に設置されている一灯式信号機を撤去することとなりました。

よって、下記のとおり御意見を求めます。

記

#### 1 御意見募集期間

本日から令和8年2月28日（土）（必着）

#### 2 御意見募集対象

交差点に設置されている一灯式信号機の撤去（令和8年秋以降を予定）について

#### 3 撤去に関する理由及び撤去後の安全対策

- (1) 道路管理者（新地町）が実施する交差点改良工事により、交差点に歩道及び歩行者防護柵が設置されるなど、歩行者保護対策が実施されること
- (2) 南北の道路に視認性が良く反射率の高い一時停止標識及び「強調止まれ」の路面標示を実施することで、昼夜を問わずに視認性を確保することができ、他の交差点同様に、交通事故を抑止することが可能と認められること
- (3) 一時停止標識が設置されない東西の道路については、横断歩道の予告（◆マーク）だけでなく、道路管理者（新地町）と協力し、法定外の路面標示（交差点のカラー化、横断歩行者注意など）を実施することで、交差点の見落とし及び横断歩行者の存在を強調し、ドライバーに減速を促し、横断歩道利用者の安全確保を図る

#### 4 御意見の提出方法及び提出先

##### (1) 提出方法

以下の事項を記載し、郵送により提出してください。

イ～オの項目は任意記載の項目です。なお、電話での受け付けはできませんので、ご了承ください。

##### ア 御意見

※御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。

- イ 住所（法人、その他団体にあっては所在地）
- ウ 氏名（法人、その他団体にあっては名称／部署名等）
- エ 電話番号
- オ 電子メールアドレス

(2) 提出（郵送）先

〒976-0037 福島県相馬市中野字寺前203番地の1 交通課宛

5 御意見の提出上の注意

- (1) 御意見の提出を強制するものではなく、上記2に関して御意見がある場合のみ、提出をお願いします。
- (2) 提出していただく御意見は日本語に限ります。また、ご記入いただいた住所等は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。更に、いただいた御意見については、個人情報を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

以上